

白商発第 45 号  
令和 8 年 6 月吉日

会員各位

白河商工会議所  
会頭 鈴木 俊雄  
(公印省略)

## 第 68 回優良従業員表彰候補者の推薦依頼について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当所では、会員事業所に永年勤続し成績優秀な従業員の皆様に対して、その労に報いるための表彰を行っており、本年も第 68 回の表彰を行うこととしております。

つきましては、別紙規約をご参照のうえ、下記により該当する従業員を裏面の推薦書にて推薦くださるようお願いいたします。

なお、表彰式の開催については、12 月 22 日(火)開催予定で調整しておりますが、変更となる場合がございますので、追ってご連絡いたします。

### 記

1. 推薦期日 令和 8 年 6 月 30 日(火)まで【必着】
2. 被表彰者事業主負担額

勤続実務年数区分	事業主負担額(1 名につき)
5 年以上 10 年未満	7,000 円
10 年以上 20 年未満	8,000 円
20 年以上 30 年未満	9,000 円
30 年以上	10,000 円

\* 負担金は審査決定後に請求申し上げます。

3. 表彰基準日

「令和 8 年 4 月 1 日現在」で推薦してください。

特に、勤続年数にご注意ください。



▲推薦書様式は QR コードからダウンロード可能です。

[本件担当] 白河商工会議所 企画総務課

Tel.0248-23-3101/Fax.0248-22-1300/✉cci@shirakawa-cci.or.jp

## 白河商工会議所優良従業員表彰規約

### (表彰)

第1条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し、かつ勤務成績優良と認める者に対し、本規約により、毎年1回これを表彰する。

### (目的)

第2条 この表彰は、成績優秀な従業員に対し、その功労を報い、これを激励するとともに能率の増進、勤労意欲の昂揚を図り、もって地方産業の発展に寄与する事を目的とする。

### (従業員)

第3条 本規約によって表彰する従業員とは、白河商工会議所管内の会員事業所の従業員であるものとする。

2 会員事業所がその事業の経営を合併した場合、並びに組織の変更等による場合については、その勤続年数を通算する。

3 会員事業所の従業員が転勤による場合には、その勤続年数は通算する。

### (表彰基準)

第4条 本規約により表彰される従業員は、下記に該当するものであって、事業主からの推薦に基づき、審査委員会において審査の上決定する。

(1)同一事業所に5年以上勤続勤務している者で、次の要件の一つを備える者。

①誠実勤勉にして、他の従業員の模範たる者。

②発明、考案又は改良、或いは危険を未然に防止するなど、その事業所の発展に功績顕著たる者。

### (表彰段階)

第5条 表彰の段階は下記の如く定める。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1)勤続実務年数 | 5年以上  |
| (2) 〃     | 10年以上 |
| (3) 〃     | 20年以上 |
| (4) 〃     | 30年以上 |

ただし、前項何れかの年限段階において表彰されたものは、次の年限段階にならなければ

表彰されない。

2 年限の計算は、就職のときより起算し、表彰の行われる年度の4月1日現在までの通算で行う。

### (審査委員会)

第6条 被表彰者選考のため表彰審査委員会を設ける。

2 審査委員長及び委員は、会頭が委嘱する。(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

### (表彰経費)

第8条 表彰に要する経費は、被表彰者が勤務する事業所において、その一部を負担するものとする。

### (表彰取消)

第9条 表彰された者で、業務を怠り又は信用を失う行為があったときは、表彰状を返還せしめることができる。

### (表彰推薦)

第10条 本規約により表彰を請求するときは、別に定める表彰推薦書を提出するものとする。

### 附則

1 この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

1 従来の規約は、廃止する。